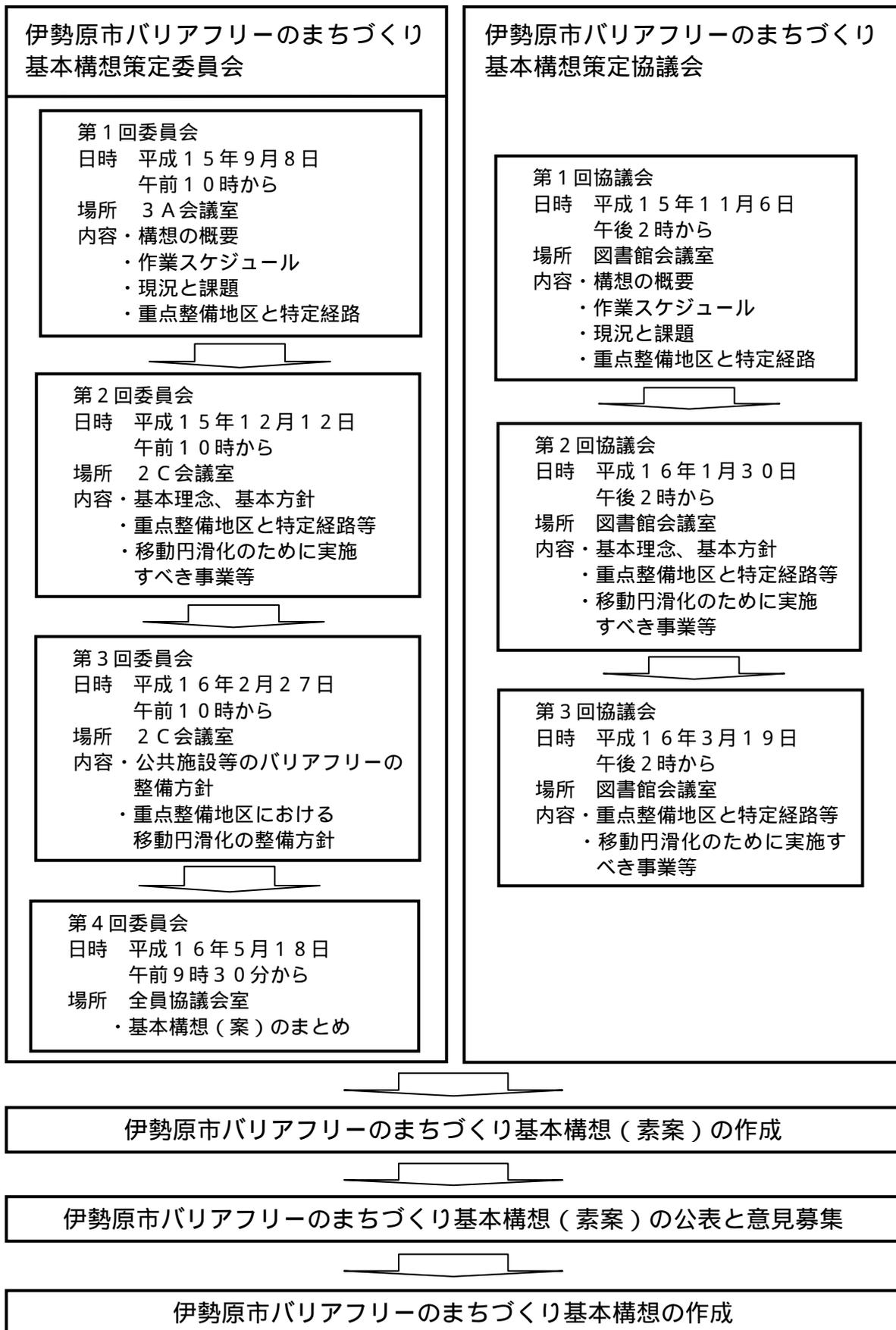


# 資料



伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定の経緯



## 伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公共施設のバリアフリー化の促進、並びに高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）に基づく本市の交通バリアフリー化の促進に関する施策の基本となる伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想を定めるにあたり、伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設、旅客施設及びその周辺のバリアフリー化の現状把握に関すること。
- (2) 公共施設及びその周辺のバリアフリー基本構想の策定に関すること。
- (3) 重点整備地区の指定に関すること。
- (4) 重点整備地区の基本構想の策定に関すること。
- (5) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 委員会の会長は、福祉総務課長の職にある者をもって充て、副会長は、都市総務課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想が策定された後に初めて開催される策定委員会の日限り、その効力を失う。

## 別表

- ( 1 ) 企画調整課長
- ( 2 ) 市民活動推進課長
- ( 3 ) 管財契約課長
- ( 4 ) 市民文化会館長
- ( 5 ) 交通防犯対策室長
- ( 6 ) 福祉総務課長
- ( 7 ) 障害福祉課長
- ( 8 ) 都市総務課長
- ( 9 ) 公園緑地課長
- ( 10 ) 都市整備課長
- ( 11 ) 建築指導課長
- ( 12 ) 国県事業推進担当主幹
- ( 13 ) 道路総務課長
- ( 14 ) 道路維持補修課長
- ( 15 ) 道路整備課長
- ( 16 ) 教育総務課長
- ( 17 ) 公民館管理課長
- ( 18 ) 図書館長
- ( 19 ) 子ども科学館長
- ( 20 ) 消防総務課長

## 伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定協議会設置要領

### (趣旨)

第1条 伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想を策定するにあたり、内容の検討及び意見聴取のため、伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 構想の内容の検討に関すること。
- (2) 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針について、意見、提案等を行うこと。
- (3) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項等に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会長は、都市部長の職にある者をもって充て、副会長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市部において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想が策定されたときは、その効力を失う。

別表

1 公共交通事業者等
・小田急電鉄株式会社
・神奈川中央交通株式会社
2 道路管理者
・国土交通省
・神奈川県
・伊勢原市
3 公安委員会
・伊勢原警察署
4 市民代表等
・高齢者等の市民代表
・障害当事者等の市民代表
5 行政機関等
・伊勢原市社会福祉協議会
・伊勢原市

## 伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想策定協議会委員名簿

(平成16年3月31日現在)(敬称略)

### 1 公共交通事業者等

小田急電鉄株式会社交通企画部課長 抱山 洋之

神奈川中央交通株式会社運輸部計画課長 小早川唯因

### 2 道路管理者

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課長 江田 重之

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所長 俣島 信一

神奈川県平塚土木事務所道路都市部長 小山 滋

伊勢原市道路部長 小島眞喜夫

### 3 公安委員会

神奈川県伊勢原警察署交通課長 永澤 正次

### 4 市民代表等

高齢者等の市民代表 氏松 圭子(伊勢原市ボランティア連絡協議会)

障害当事者等の市民代表 山口 勝夫(伊勢原市身体障害者福祉協会)

### 5 行政機関等

伊勢原市社会福祉協議会事務局長 横溝 浩

伊勢原市都市部長 楯 浩司

伊勢原市保健福祉部長 岩崎 勲